

公的年金を受給している人も控除内容の確認を

# お済みですか

## 市県民税（住民税）申告



平成24年の収入の有無や収入の種類、扶養控除や生命保険料控除などの控除は、平成25年度の市県民税や国民健康保険税などの算出の基礎となりますので、早めに市県民税申告をしてください。

ただし、所得税の確定申告をした人は、市県民税申告の必要はありません。

### ■公的年金収入のある人

公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、所得税の確定申告をしなかった人でも、年金の源泉徴収票に記載されている控除以外に、控除するもの（生命保険料や地

震保険料、扶養や寡婦、大震災による雑損など）があるときは、その旨を申告することにより平成25年度の市県民税額が下がることがあります。

※公的年金とは、国民年金・厚生年金・企業年金（退職年金）・共済年金など

■収入のなかった人、遺族年金・遺族恩給などを受給している人

収入のなかった人や、遺族年金・遺族恩給などを受給されている人は、その内容を申告することにより、国民健康保険税額などの軽減措置を受けられることがあります。

ただし、市内に住んでいる人の扶養控除対象者となっている場合は、申告の必要はありません。

問い合わせ  
税務課 ☎(50)1242

## 市税証明書の代理申請には委任状が必要です

税に関する証明書の交付は、納税者のプライバシー保護のため、本人の申請に限り交付します。課税台帳などの閲覧も、証明書の交付と同様に本人の申請に限り可能です。

本人が窓口に来られない場合は、代理人（家族・親族など）による申請も受け付けていますが、必ず委任状が必要です。

委任状（任意様式）には、委任者本人と代理人の住所、氏名（本人が自筆押印）、日付、委任内容を記入してください。

委任者が法人の場合は、代表者印を押印した委任状を持参してください。

なお、窓口では、申請書に委任状を添えて申請することとなりますが、その際には本人申請・代理申請にかかわらず、申請者の印鑑と本人確認のため、運転免許証などの身分証明書が必要になりますので、忘れずに持参してください。

■委任状の様式  
委任状の様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

http://www.city.katori.lg.jp/gyousei/shinsei/zeimu02.html

問い合わせ  
税務課 ☎(50)1242

## 休日納税相談

失業や病気、り災などで期限内の納税が困難な場合は、遠慮なく税務課へ相談してください。

また、開庁日に来庁できない場合は、毎月1回、日曜日に「市税の休日納税相談」を実施しています。

■日時 4月28日、5月26日、6月30日、7月28日、8月25日、9月29日 いずれも日曜日の8時30分～16時30分

■場所 税務課

## 便利で確実口座振替

口座振替を申し込むと、金融機関窓口やコンビニへ出向く必要がなく、納付忘れもないため、便利で確実です。税務課、各支所、金融機関の窓口などで申し込みください。

## 納期限日

納期は、下表のとおりです。

資金計画を立てて早めに納税（納付）するよう心がけましょう。

問い合わせ

税務課 ☎(50)1205

|             | 科目        | 期別 | 納期限日                        |
|-------------|-----------|----|-----------------------------|
| 4月          | 固定資産税     | 1期 | 4月30日(火)                    |
| 5月          | 軽自動車税     | 全期 | 5月31日(金)                    |
| 6月          | 市県民税      | 1期 | 7月1日(月)<br>(6月30日が閉庁日のため)   |
|             | 固定資産税     | 2期 | 7月31日(水)                    |
| 7月          | 国民健康保険税   | 1期 |                             |
|             | 介護保険・後期高齢 |    |                             |
| 8月          | 市県民税      | 2期 | 9月2日(月)<br>(8月31日が閉庁日のため)   |
|             | 国民健康保険税   | 2期 |                             |
|             | 介護保険・後期高齢 |    |                             |
|             | 固定資産税     | 3期 | 9月30日(月)                    |
| 9月          | 国民健康保険税   | 3期 |                             |
|             | 介護保険・後期高齢 |    |                             |
| 10月         | 市県民税      | 3期 | 10月31日(木)                   |
|             | 国民健康保険税   | 4期 |                             |
|             | 介護保険・後期高齢 |    |                             |
|             | 固定資産税     | 4期 | 12月2日(月)<br>(11月30日が閉庁日のため) |
| 11月         | 国民健康保険税   | 5期 |                             |
|             | 介護保険・後期高齢 |    |                             |
| 12月         | 国民健康保険税   | 6期 | 1月6日(月)<br>(12月28日が閉庁日のため)  |
|             | 介護保険・後期高齢 |    |                             |
| 平成26年<br>1月 | 市県民税      | 4期 | 1月31日(金)                    |
|             | 国民健康保険税   | 7期 |                             |
|             | 介護保険・後期高齢 |    |                             |
|             | 国民健康保険税   | 8期 | 2月28日(金)                    |
| 2月          | 介護保険・後期高齢 |    |                             |

## 住宅用太陽光発電システムの設置費の一部を補助します



◎発電システムを自ら購入し、所有する人

◎市税を滞納していない人  
◎実績報告までに電力会社と電力需給契約を締結している人 など

### ■補助額

1kW当たり2万円以上上限は8万円。交付決定者には、工事完了の実績報告終了後に補助金が支払われます。

■受付開始日  
4月2日(火)

### ■申請方法

環境安全課、各支所または市ホームページで配布する「申請の手引き」を参照し、工事着工10日前までに必要書類を環境安全課へ提出。

※国の補助制度は太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）のホームページをご覧ください  
http://www.j-pec.or.jp/

問い合わせ  
環境安全課 ☎(50)1248

市では、住宅用太陽光発電システムの設置者に対し、予算の範囲内で、設置費の一部を補助しています。補助金の申請は、工事着工前に申し込みが必要です。

### ■対象

次の全てに該当する人  
◎発電システム設置完了までに当該住宅に居住し、本市へ住民登録を完了している人

◎自ら居住し、もしくは居住しようとする市内の住宅に新たに設置する人。または、自ら居住するために発電システムが設置された販売住宅を購入する人

